私たちは，
「子どもと教育・くらしを守る徳島県教職員の会」
です。

わたしたちは，教職員の権利を守り，よりよい教育の実現をめざしています。さあ，あなたも私たちとご一緒に！

子どもと教育・くらしを守る徳島県教職員の会 会則

第１条（会の名称）この会は，「子どもと教育・くらしを守る徳島県教職員の会」（略称・徳島県教職員の会）という。事務所を徳島市川内町鶴島１１５黄金ビルに置く。

第２条（会の目的と事業）①民主教育を守り，発展させるための諸活動を行う。
②子どもと教職員の生活と権利を守るための諸活動を行う。
③子どもと教育・くらしを守るために活動している教職員組合等と連携・共同して運動をすすめる。

第３条（会の構成）この会は「目的と事業」に賛同する徳島県内の教職員・教職員退職者で構成する。ただし，２００５年８月２６日以前に入会した者はこのかぎりではない。

第４条（組織）この会には，地域ブロックをおく。また，学校種別・職種別のブロックをおくことができる。

第５条（機関）①この会には，次の機関をおく。
総会・世話人会・ブロック代表者会議
②総会は毎年１回以上開き，活動方針・財政・会則などを協議し，決定する。
③世話人会は執行機関として，総会の原案・決定事項の執行・日常業務を行う。
④ブロック代表者会議は，各ブロック代表者と世話人によって構成し，活動の交流・活動の具体化をすすめる。

第６条（役員）①この会には，次の役員をおく。
代表世話人・世話人
②前項の役員は，総会で選出する。ただし，世話人の補充が必要な場合は，世話人会議の決定によって行うことができる。

第７条（財政）この会の運営経費は，会費及び事業収入,カンパ収入とする。会費は，月９００円(年１０，８００円)とする。ただし，臨時教員及び自宅待機者については，月３００円（年３６００円）とする。

附則この会則は，１９８９年１０月２８日から施行する。
この会則の一部改正は，２０００年８月２０日から施行する。
この会則の一部改正は，２００４年８月２１日から施行する。
この会則の一部改正は，２００５年８月２７日から施行する。
この会則の一部改正は，２００８年８月２４日から施行する。
この会則の一部改正は，２００９年８月２３日から施行する。
この会則の一部改正は，２０１８年８月１８日から施行する。
この会則の一部改正は，２０１９年８月１７日から施行する。

子どもと教育・くらしを守る徳島県教職員の会
入会申込書
会費　　円（　ヶ月分・年分）を添えて入会を申し込みます。
年　月　日

ふりがな 氏名	性別	年齢 歳
〒　－　TEL（　　）　－ 住所		
勤務先 TEL（　　）　－		職種

領収書
年　月　日

様

会費　　円
上記領収いたしました

子どもと教育・くらしを守る
徳島県教職員の会

担当者　　印

子どもたちに豊かな学びを！　教職員が生き生き働ける学校を！

1989年
結成

私たち教職員の会は，こんな活動をしています

2020年 コロナ禍のもと 子どもたちと先生の願いを届けました

徳島市教委に要望

徳島市などに人権教育研究大会の中止を求め，文書配布のみになりました。
消毒作業について教職員の負担軽減や，感染予防のための条件整備を求めました。

学力テスト・ステップアップテストの中止を県に要請。今後もずっと中止するよう求めていきます。

県教委に要請

今こそ少人数学級の実現を

会結成以来30年間，少人数学級を求める署名に取り組み，小学校・中学校で35人学級が実現！

コロナ禍でさらに少人数学級の必要性が明らかになり，国も35人学級に着手へ。

奨学金制度の充実，高校生の進路保障，給食費無償化等にも取り組んでいます。

教育講演会

特別支援学校が超過密 設置基準を早く！

毎年署名を集めて国に提出。
文科省も基準設定への動き。

臨時教員・採用試験の改善を！

粘り強く要望し実現

２００４年	採用審査の基準などが公開
２０１１年	１次教養の問題持ち帰り可
２０１５年	厚生年金・健康保険の継続
２０１９年	臨時教員の採用審査は職専免に
２０２０年	常勤講師の給与上限撤廃・任用期間の空白廃止など大幅待遇改善
２０２１年	受審者の年齢制限撤廃

あなたの小さなつぶやき，願いを大切にする会です。

ひまわり学校で子どもたち一人ひとりを生かす集団づくり

会費：月額900円（臨時の方は 300円）
教職員の方ならどなたでも入会できます。